

学校いじめ防止基本方針

白河市立白河第四小学校

はじめに『子どもたちにとって安心・安全な居場所である学校』

本校では、教育の基盤に人間尊重の精神を据え、『心と体をきたえ、進んで学び、がんばりぬく子ども』を教育目標としました。そして、「よく考え、学習する子ども（知）」「広い心を持ち、思いやりのある子ども（徳）」「じょうぶな体をもつ子ども（体）」の育成に向けた教育活動に取り組んでいます。

この教育目標のもと、いじめの未然防止、早期発見、対応を組織的に行之い、いじめを生まない土壌をつくるため、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てるために「白河第四小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取組を進めてきました。子どもたちの人権・権利を守る取組であることを強く認識し、「子どもたちにとって、安心・安全な居場所である学校（教室）づくり」をめざして、いじめ防止等に取り組む、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、全教職員が一丸となって、いじめを許さない学校の実現に努めていきます。

1 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性など、集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」（はやし立てたりおもしろがったりする存在）や「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている者）が存在する。
- ⑦ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめ防止対策推進法第2条の規定による】

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② 特定の教職員での判断ではなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。

(3) いじめと考える態様（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる。
ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
ウ 席を離される。

- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ 靴に画鋲やガムをいられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコン、情報端末（携帯電話、スマートフォンなど）、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫メールが送られる。
 - ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

(4) いじめの解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ 被害児童本人及びその保護者との面談等による確認を行う。

2 いじめ防止等のための取り組み

(1) いじめの未然防止のための取り組み

① 児童生徒がいじめについて考える取り組みの実施

- ア 縦割り班活動の充実を図る。
- イ すべての学級で「いじめはいけない」「何がいじめなのか」について指導を行う。
 - 年間を通して指導するが、道徳、学活などで話し合い活動や指導を行う。
- ウ すべての学年で「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。
 - 学活や総合的な学習の時間（情報教育）で指導を行う。

② 保護者との連携の強化

- ◎ 参観日や懇談会におけるいじめ防止に関する話し合いの場をもつ。
 - 4月・・・学校の方針の説明・保護者からの意見集約（総会・学年懇談会）
 - 6月・・・情報交換・意見交換（学年懇談会）
 - 2月・・・情報交換・意見交換（学年懇談会）

③ いじめ対策に関する共通理解

- ア いじめ対策の方針や手だてを教職員が共通理解するための研修会をもつ。
 - 第2回職員会議にて、本校のいじめ防止基本方針の概要を確認
 - 第1回生徒指導全体会にて、具体的な共通理解を図る。
- イ 保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。
 - 第1回授業参観（4月）の全体会にて、本校の「いじめ防止基本方針」につ

いて説明、保護者からの意見を集約する。

○ 授業参観日の学年懇談会にて、保護者との情報交換・意見交換を行う。

(2) いじめの早期発見に係る取組

① 定期的なアンケート調査の実施

ア 児童生徒対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。(年5回)

実施時期・・・5月下旬・6月下旬・10月上旬・11月下旬・2月上旬

イ 保護者対象のアンケート調査を実施する。(年3回)

実施時期・・・5月下旬(家庭訪問前)・10月上旬(個別面談前)・2月上旬(1年間のまとめ)

② 個別面談の実施

ア 児童向けの教育相談を実施し、個別に様子を把握する。

実施時期・・・10月のアンケート実施後、それをもとにして学級担任が一人一人と教育相談を行う。

イ 個別面談を実施し、保護者から様子を把握する。

実施時期・・・児童の教育相談や保護者アンケートからの情報を生かして具体的に話し合う。

③ 校外の組織との連携強化

ア 子ども見守り隊との意見交換会を実施する…見守り隊総会(5月)・防犯教室(5月)

イ 児童の通学や地域での生活の様子について情報収集の機会をもつ…方部懇談会(6月)

3 いじめ防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめ防止等の取組の推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となつて行うために、次の組織を設ける。

① 名 称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、全担任

③ 役 割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正

イ いじめの相談、通報の窓口

ウ いじめの疑い等の情報、児童(生徒)の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整

オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

(会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童(生徒)の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応など)

(2) 組織での対応の留意点

① いじめを未然に防ぐために

日常の学校生活での教師間の連携と協力、報告・連絡・相談の徹底、職員会議・打ち合わせでの情報の共有化や指導方針の確認など、全職員が一丸となつて、未然防止に取り組む。

② いじめを受けた児童や保護者への支援

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため、必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得て、いじめを受けた児童及びその保護者への支援や助言を行う。

③ 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調したり、見ていただけだったりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動

の変容につなげる。

④ いじめた児童への指導やその保護者への対応

いじめの事実の確認をし、言動の問題点を明確化し、内容に応じて指導する。その際、当該児童に対して、やったことの問題点を明確に説明（なぜいけないのか）し、いじめられた児童の思いに当該児童が気づき、考え、二度とあってはならないと心から反省できるように丁寧に指導を重ねる。同時に、保護者とも連絡を取り、事実の報告と指導の方針を明確に知らせる。さらに、学校と家庭が同じ方針で当該児童へ対応できるようにしっかりと話し合い、歩調を合わせて児童の支援・指導に当たる。また、心理・福祉等の専門知識を有する者の協力を受けて支援や助言を行う。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた児童（生徒）の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

⑥ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係児童から聞き取り等を行い、被害にあった児童のケア等必要な支援を行う。

支援・指導の方針については上記③および④に準ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余技儀なくされている”疑いがある段階を指す。これらの疑いが生じた段階から調査の実施を行う。

③ 児童や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態の報告と通報

① 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

② いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合、学校から警察への相談・通報を行う。

(3) 重大事態の調査

① 調査の実施

ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。

イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。

ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。

エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

オ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報保護に留意すること。

5 年間計画例

月	児童への指導および 児童主体の取り組み	面談・アンケート実施	校内研修および 保護者等への公表	評価計画
4月	いじめ相談ダイヤルの周知 1年生を迎える会 縦割り班活動計画 委員会活動発表		学校基本方針の確認 (職員会議・生徒指導全体会) PTA総会での説明 懇談会で学年の方針説明	
5月	本年度運動会スローガン決定	第1回学校生活アンケート 保護者向けアンケート①	見守り隊総会 見守り隊との顔合わせ	
6月	いじめについて考える 学活・道徳(各学年) なかよし集会 縦割り遊び	第2回学校生活アンケート 保護者個別面談	ネットいじめの研修会 懇談会での意見交換 方部懇談会	
7月	縦割り遊び			
8月		夏休みの生活アンケート		
9月	なかよし集会 縦割り遊び		学校基本方針の確認と研修 (生徒指導・保健合同全体会)	中間評価
10月		第3回学校生活アンケート 保護者向けアンケート②		
11月	縦割り遊び	第4回学校生活アンケート 児童向け教育相談		
12月	縦割り遊び	保護者個別面談		
1月		冬休みの生活アンケート	学校基本方針の確認と研修 (生徒指導・保健合同全体会)	
2月	取り組みの反省 6年生を送る会 縦割り班活動(色紙作成)	第5回学校生活アンケート 保護者向けアンケート③	懇談会での意見交換 学校評価アンケート結果	年間評価 評価結果公表
3月			学校基本方針の改善	

6 評価と改善

- (1) 学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。

7 関係資料

(1) いじめ問題への取組についてのチェックポイント

《指導体制》

1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制(「いじめ防止対策委員会」)を確立して実践に当たっている。
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修会を開いたり職員会議等で取り上げたりして、共通理解を図っている。
3	特定教員の抱え込みや事実の隠蔽がなく、学校全体で対応する体制が確立している。

《教育指導》

4	お互いに思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めている。
---	--------------------------------------

	特に、「いじめは人間として許されない」との認識に立って指導に当たっている。
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めている。
6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われている。
7	学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われている。
8	幅広い生活体験や社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の推進を図っている。
9	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
10	いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
11	いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。

《早期発見・早期対応》

13	日頃から、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めている。
14	聞き取り調査や質問紙調査で、きめ細かく児童の生活実態の把握に努めている。
15	スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めている。
16	児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応している。
17	いじめの訴えがあったときは「いじめ対策委員会」を編成し、問題を軽視せずに保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。
18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っている。
19	校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されている。また、適切に機能している。
20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。
21	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られている。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。
22	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。

《家庭・地域社会との連携》

23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校便り等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図っている。
25	いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。また、学校のみで解決することに固執していない。
26	P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。

(2) いじめ発見のチェックポイント

① 学 校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切である。

朝の会	遅刻・欠席が増える。
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
	表情がさえず、うつむきがちになる。
	健康観察の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
授業開始時	持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
	忘れ物が多くなる。
	用具・机・椅子等が散乱している。
	周囲が何となくざわついている。
授業中	一人だけ遅れて教室に入る。
	席を替えられている。
	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
	保健室によく行くようになる。
休み時間	グループ分けで孤立しがちである。
	正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
	テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
	教室や図書室に一人でいる。
給食時	今まで一緒だったグループからはずれている。
	訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
	友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
	理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。
清掃時	椅子を離してきちんと席を作ろうとしない。
	その子どもが配膳すると嫌がられる。
	食べ物にいたずらされる。（盛り付けをしない。わざと多く盛り付ける。）
	食欲がない。
放課後	笑顔が無く、黙って食べている。
	その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
	その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
	他の子どもと一人離れて清掃している。
その他	皆の嫌がる分担をいつもしている。
	目の前にゴミを捨てられる。
	下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
その他	みんなの持ち物を持たされている。
	通常の通学路を通らずに帰宅する。
	鞆や靴、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
	教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
その他	叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
	独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
	教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
	宿題や集金などの提出が遅れる。
その他	刃物など、危険な物を所持する。

② 家 庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。（殴られた傷跡やあざなどを見られるのをさけるため）
買い与えた物が紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
表情が暗くなり、言葉数が減る。
いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりしたりする。
親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
不審な電話や嫌がらせの手紙・メールが来る。友人からの電話で急な外出が増える。
自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
投げやりで集中力がなくなる。ささいなことでも決断できない。
テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
急激に成績が下がる。

（３）いじめ電話相談

・教育委員会学校教育課	0248-22-1111
・ハートコール（教育電話相談）	0800-800-1893
・福島いじめSOS24	0120-916-024
・ダイヤルSOS（県教育センター）	0120-453-141
・白河警察署（生活安全課）	0248-23-0110
・いじめ110番（県警察本部）	0120-795-110